

骨髄等移植ドナー支援制度

加古川市では、骨髄等を提供したドナーの方を対象に **最大 20 万円を助成** しています。

助成対象者

以下の全てを満たす方

- ・公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した方
- ・骨髄等の提供が完了した日及び申請時に市内に住所を有する方
- ・他の自治体や団体等から同様の補助金等の交付を受けていない方

助成額

助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院等 1日あたり 2万円 です。ただし、1回の提供につき 20万円（10日間） が限度です。

【対象となる入通院】

- ・健康診断のための通院
- ・自己血貯血のための通院
- ・骨髄等の採取のための入院
- ・その他骨髄等の提供に関し、公益財団法人日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

【お問い合わせ先】

加古川市役所 地域医療課

T E L : 079-427-9100

[市ホームページは
こちらから→](#)



加古川市 ドナー支援

検索

申請期限

骨髓等の提供が完了した日から **1年以内** に必要書類とあわせて申請ください。

申請方法

【申請書類】

- ① 加古川市骨髓等移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ② 骨髓等の提供が完了したことを証する書類の写し
 - ③ 骨髓等の提供に係る通院、入院、面談をした日を証明する書類の写し
- ※②・③の書類は、公益財団法人日本骨髓バンクに証明書の発行を依頼してください。

【申請先】（郵送可）

加古川市 地域医療課（〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000）

※マイナンバーカードをお持ちの場合はオンライン申請ができます。

【窓口受付時間】

月曜日から金曜日の8時30分～17時15分（祝日および年末年始を除く）

[オンライン申請は
こちらから→](#)



～命のボランティア、ドナー登録～

骨髓移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える（実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴静注する）ことにより、造血機能を回復させる治療法です。

日本では「骨髓バンク事業」が1992年から開始され、これまでに多くの患者さんを救う実績をあげています。しかし、日本の骨髓バンクで骨髓移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも2,000人程度です。一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。

● 骨髓等ドナー登録について：[公益財団法人日本骨髓バンク](#)

TEL:(03)5280-1789

